

相双管内における景観法及び福島県景観条例に基づく 届出又は事前協議が必要な行為について

福島県は、景観行政団体(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市、大玉村、三春町、南会津町、浪江町)を除く、県土全域が福島県景観計画区域に指定されております。

(※景観行政団体では、団体ごとに景観計画区域を指定しております)

相双管内は、浪江町を除く全市町村が福島県景観計画区域に指定されており、
下記の規模を超える行為を行う場合には、届出又は事前協議が必要となります。

浪江町における行為につきましては、浪江町景観条例に基づき判断されますので浪江町
にお問い合わせください。

○届出又は事前協議が必要となる行為とその規模(いずれかに該当で必要)

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築又は移転	・高さ13m超 ・建築面積1,000m ² 超	
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更 (建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する行為を含む)	・上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10m ² 超 ・当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	・高さ31m超 ・延べ面積15,000m ² 超
工作物の新設又は移転	① 撥壁、垣(生垣を除く)、さく、塀その他これらに類するもの	・高さ5m超
	② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑤に掲げるものを除く)	・高さ13m超
	③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	⑤ 電気供給のための電線路又は優先電気通信のための路線の支持物	・高さ20m超
	⑥ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナ、野立型の太陽光発電設備その他これらに類するもの	
	⑦ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
	⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	・高さ13m超 ・築造面積1,000m ² 超
	⑨ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設	
	⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	・上記①から⑫までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10m ² 超 ・当該行為によって上記届出を要する規模となるもの	・高さ31m超
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	・面積3,000m ² 超 ・法面高さ5m超かつ延長10m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・面積3,000m ² 超 ・法面高さ5m超かつ延長10m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ3m超 ・堆積の用に供される土地の面積500m ² 超	
水面の埋立て又は干拓	・面積3,000m ² 超 ・法面高さ5m超かつ延長10m超	